

前払式支払手段と交換可能なポイントを労働者へ付与することに関する実証

申請者 株式会社Kort Valuta

認定日等

認定：2022年●月●日
(申請：同年7月25日)

主務大臣 経済産業大臣【事業所管】/厚生労働大臣【規制所管】

申請背景・実証目的

- 日本では、企業から労働者に支払われる賃金や福利厚生等は銀行口座への振込が一般的であるが、その利用にあたってはATMでの引き出しや資金移動業者の口座への資金移動、前払式支払手段へのチャージ等に手間や手数料がかかっている。
- 非接触や非対面、オンラインでの消費が拡大するなど社会が大きく変化する中、労働者の自由な選択の下、賃金や福利厚生等といった企業からの金銭支払の受取り方法として銀行振込以外の選択肢を増やすことは労働者の便益に資するものと期待される。
- 今回、労働者に対し、テレワークの実施回数や健康推進活動の実績等に応じて前払式支払手段に交換可能なポイント又は前払式支払手段を付与する実証（以下、「本実証」という。）を行い、本実証が、労働者の便益に資するものであることを確認するとともに、企業による賃金・手当等のデジタル支給に利用した場合の課題等を検証する。

実証計画（実証期間：認定後、実証開始の準備が整ってから1年後の日が属する月の末日まで）

- 申請者は、本実証に協力する企業（以下、「実証協力企業」という。）及び参加を希望する実証協力企業内の労働者（以下、「参加労働者」という。）から同意を得る。
- 申請者は、実証に参加する労働者に対し電子社員証を付与する。
- 参加労働者は、申請者が提供する前払式支払手段「TwooCa」のアプリをスマートフォンにダウンロードするとともに、社員番号や氏名、生年月日等を登録する。
- 実証 i）申請者は、あらかじめ定めた観点（テレワーク実施回数・オンライン研修受講回数・社内コミュニケーション推進活動）に応じて、参加労働者に「TwooCa」と交換可能な「TwooCaポイント」を付与する。
実証 ii）実証協力企業は、あらかじめ定めた健康推進活動に応じて、参加労働者に「健康管理ポイント」を付与するとともに、ポイント数に応じ、申請者を介して前払式支払手段「TwooCa」の残高にチャージする方法で手当を参加労働者に支払う。
- 参加労働者は、自らチャージすることなく、加盟店で「TwooCa」を利用し、商品等を購入する。
- 参加労働者へのアンケートにより、賃金や福利厚生等のデジタル通貨払いに関する労働者のメリット・デメリットを検証する。

【実証 i】

【実証 ii】



○労働基準法（抄）

（定義）

第11条 この法律で**賃金とは**、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、**労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの**をいう。

（賃金の支払）

第24条 **賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもの**で支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

○労働基準法施行規則（抄）

第7条の2 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

- 一 **当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み**
- 二 **当該労働者が指定する金融商品取引業者**（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下この号において同じ。）**に対する当該労働者の預り金**（次の要件を満たすものに限る。）**への払込み**

イ～ハ 略

2・3 略

新技術等関係規定に違反しないことの方

- 支払う金銭が、**労働基準法上の「賃金」に該当する場合、通貨払いが原則**とされ、その例外としては、労働基準法施行規則において、労働者の同意を得た場合に、労働者の指定する銀行口座への振込み等による支払方法が認められている。
- 実証 i においては、**申請者があらかじめ設定した観点から参加労働者に対し前払式支払手段に交換可能なポイントを付与する**ものであり、実証協力企業は参加労働者の関連情報を申請者に提供するに留まるものである。したがって、**使用者である実証協力企業が労務の提供に対する報酬として、参加労働者に対して支払うという関係にない**ため、賃金の性質を有するものではない。
- 実証 ii においては、実証協力企業が申請者に指示して実施する**前払式支払手段の付与に当たっての考慮要素は、業務との関連性が極めて低い健康推進の観点に限定**されている。したがって、**任意的恩恵的給付又は福利厚生**に当たるものである。

様式第十四（第5条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

令和4年7月25日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

東京都目黒区上目黒3-6-18 TYビル5階
株式会社KortValuta
代表取締役 柴田秀樹

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 背景

米国等では、いわゆるペイロールカード事業として、本実証に類似したサービスが日々拡大を続けており、ペイロールカード保有者数は年々増加傾向にあるとともに（現在、約30%の国民がペイロールカードを保有しているとされる。）、ペイロールカードを通じたサービス・ビジネスも拡大していることが指摘されている。

日本においては、企業から従業員に支払われる賃金や福利厚生等については、銀行口座への振込が一般的であるが、その利用にあたってはATMでの引き出しや口座振替等の手間や手数料がかかっている。新たな生活様式によって非接触・非対面・オンラインでの消費が拡大していく中で、労働者の自由な選択の下、賃金や福利厚生等といった企業からの支払の受取方法としても、デジタル技術を活用することにより、労働者の生活の糧の最大発揮を図るための方策が期待されている。こうした局面においてデジタル技術を活用する要諦は、これらによってもたらされる付加価値を、労働者の生活の向上に還元することにある。

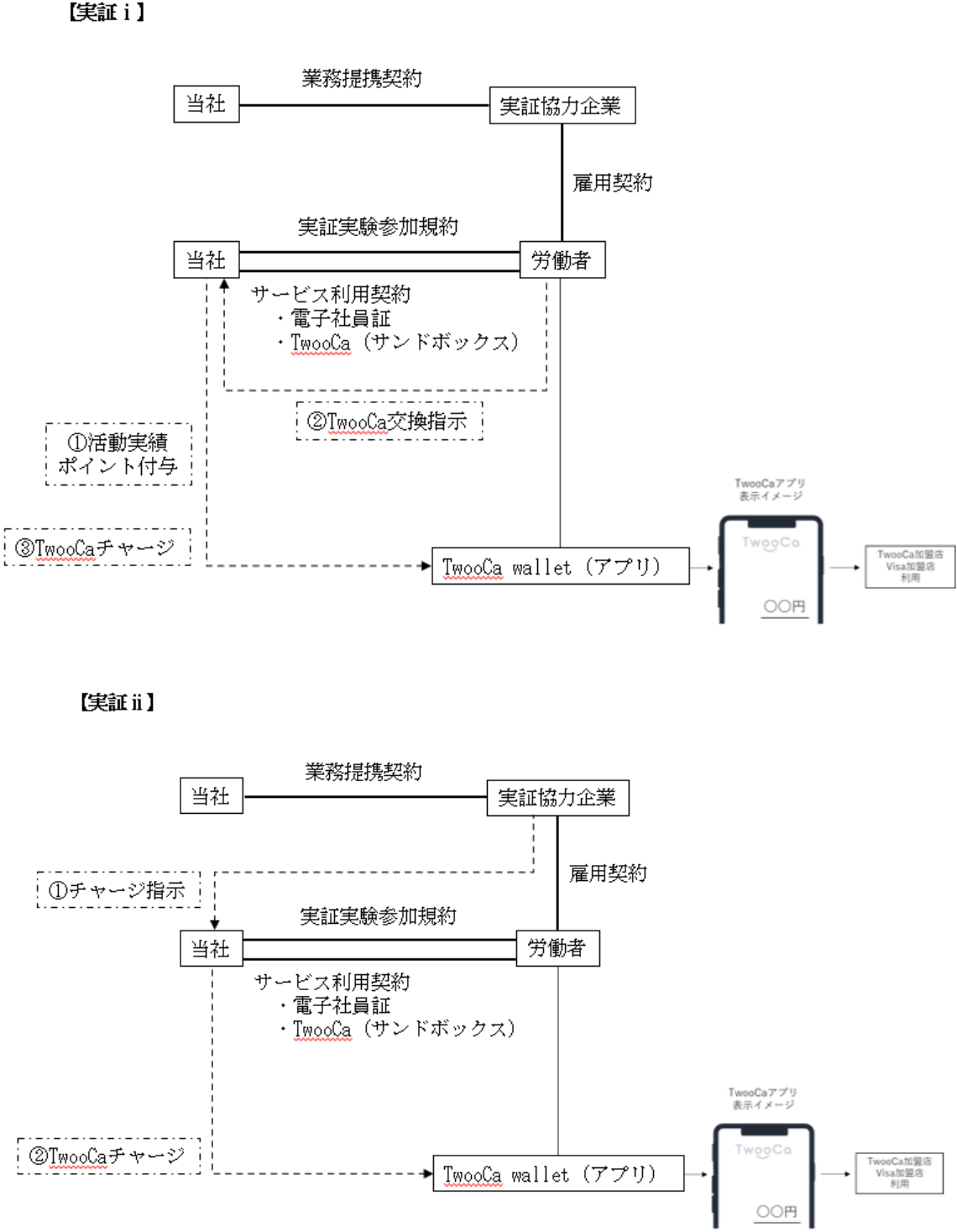
当社は、デジタル社員証などの特許取得等を通じて、我が国企業の有する優れた従業員のチームワークをデジタルの技術でサポートすることに取り組んできた。

また、当社は、前払式支払手段発行者として登録を受けた事業者であり、アプリ上でウォレットを提供して、福利厚生金や用途を問わずに発行・利用できる前払式支払手段「TwoCa」に関するサービスを提供している。

当社は、こうした知見と実績をもとに、本実証においては、日本初のアプリ式のハイブリッドペイメント電子社員証サービスを提供し、労働者に対して、アプリ上でデジタル社員証とウォレットを一体的に提供する。あわせて、従業員向けの福利厚生サービスの一環として当社の発行する前払式支払手段「TwoCa」との交換が可能なポイントを当社から従業員に対し付与するものである。後述のとおり、我が国の労働者がデジタル技術の便益を受けるという点において、諸外国

の労働者に劣ることがないように、前払式支払手段を用いた本実証が労働者の便益に資するものであることを確認するとともに、企業による賃金・手当等のデジタル支給に利用した場合の課題等を検証するため、本実証の実施を行うものである。

図1. 本実証の概要



(2) 本実証のメリット

本実証については、以下のメリットを指摘することができる。

第一に、福利厚生の実施に伴う事務的コストや手数料負担が少なくなる点が挙げられる。すなわち、福利厚生観点から労働者に対する給付を行う場合、給与等と比較して少額な給付となるのが通常であり給付の方法として預金口座等への振込み等を利用することは事務的コストや出金・送金手数料に見合わず給付自体を断念せざるを得ないことも考えられる。

一方、本実証では、当社の発行する前払式支払手段と交換可能なポイントの付与を行うことにより、労働者は当該ポイントの交換によって前払式支払手段を取得することができ、また、付与されるポイントや交換した前払式支払手段は社員証と一体的に提供されるデジタルウォレットにより管理し、当該ウォレット等からそのまま各種支払いを実行できることから、前述の事務的コストや各種手数料の負担を軽減することが可能である。こうした福利厚生の実施に伴う事務コストや各種手数料の削減分は、労働者へのサービスの原資に充てることができ、労働者の利益として還元することができる。

加えて、我が国にあっては、既に多くの支払いにキャッシュレス決済を用いることが可能かつ現実に行われている状況であるところ、後述のとおり、当社が発行する前払式支払手段「TwoCa」は、VISAプリペイドカードの加盟店（世界200か国以上3000万店以上、国内では大手コンビニエンスストアを始めVISAクレジットカードが利用可能な店舗の多くを網羅している）で利用できるほか、当社独自の提携先を通じて数百以上の店舗でも利用可能であり、労働者はポイントの交換によってそのまま各種商品やサービスの購入及び支払いを行うことができるため、非接触・非対面・オンラインで支払手段を直ちに用いようとしている労働者に対して大きな利便性を提供することができる。

以上のとおり、手数料等の負担を軽減し、よりよいサービスを受けることができる点で労働者がメリットを享受できる。

第二に、ウォレット等から収集した情報を元に労働者の利益に資する付加サービスを提供できる点が挙げられる。ウォレット等から各種決済が行われることで、労働者の各種決済データの収集が可能となるところ、当該データを活用し、各労働者に適したサービス（例えば、労働者の健康増進を目的とするサービスや福利厚生に資するサービス等）を付加的に提供することが可能になる。これは労働者の生活の糧となる手当が、労働者の生活の質の向上につながる付加価値のより高いものに用いられることにほかならない。

第三に、海外でペイロールカード事業が発展している理由の一つとして、外国人労働者が給与を受け取るための銀行口座を開設することが困難であることが挙げられる。日本では金融機関側や受入れ企業等の努力により、海外に比べて銀行口座が開設しやすい状況にあるものの、口座開設が叶わない事例が散見される。特に、今後の日本経済の成長力強化に向けて、スタートアップ振興が重要であるところ、スタートアップ企業が海外から優秀な人材確保の障壁の一つとなっており、その課題解決が求められる。

(3) 将来構想

本実証で用いる仕組みは、福利厚生サービスの実施のみならず、企業の労働者に対する賃金等の支払いを、企業から委託を受けて行う場合にも活用し得るものである。将来的には、労働者の利益を損なうことなく、多様化する労働者のニーズに即したより柔軟に対応できる利便性の高い決済サービスの実現を目指す。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

実証協力企業の協力の下、下記(2)記載の具体的仕組みにより、以下の i 及び ii を内容とする実証を行う。

i 当社が、実証協力企業内の本実証への参加に同意する労働者に対し、当社が提供する「TwoCa」(前払式支払手段)と交換可能なポイントを付与することを内容とする実証

ii 実証協力企業が、その従業員に対して、一定の観点に基づき算定された、当社が提供する「TwoCa」(前払式支払手段)の保有残高をチャージする方法によって手当を付与することを内容とする実証

<前述の i の実証において労働者に対して付与するポイントの具体的内容及び支給方法>

i の実証では、以下のとおり、実証協力企業から提供される労働者の活動実績に基づき、当社が各労働者に対し「TwoCa」と交換可能なポイント(以下「TwoCaポイント」という。)を付与する。具体的には、後述①から③の観点から、当社においてポイント付与対象となる労働者の活動実績及び付与ポイント数を設定し、これに基づき TwoCaポイントを付与する。

① テレワーク推進

- ・ テレワークの促進を目的として、実証協力企業において実際にテレワークを実施した労働者を対象に支給。
- ・ 例としては1ヶ月のテレワーク勤務実績が15日以上の労働者に対して10TwoCaポイントを付与。

② オンライン研修

- ・ オンライン研修への参加の促進を目的として、社外社内問わず、研修内容も労働者が任意に選択可能なオンライン研修に参加した労働者を対象に支給。
- ・ 例としてはオンライン研修受講1回ごとに労働者に対して15TwoCaポイントを付与。

③ 社内コミュニケーション推進

- ・ チームメンバーの関係強化(業務と関連性の低い関係強化)を目的として、メール・チャット等のオンラインツールを活用して、同僚と多くのコミュニケーションをとった労働者を対象に支給。
- ・ 例としては1週間にメール・チャットを送信した回数が5回以上の労働者に対して15TwoCaポイントを付与。

- ・ 業務外でのオンライン形式による懇親会主催及び参加した労働者に対して1回につき主催した場合 30TwoCa ポイント、参加した場合 15TwoCa ポイントを付与。

<前述の ii の実証において労働者に対して付与するポイントの具体的内容及び支給方法>

ii の実証では、以下のとおり、実証協力企業が、健康推進の観点で労働者に付与するポイント（以下「健康管理ポイント」という。）の集計結果に従い、各労働者に対し「TwoCa」の保有残高をチャージする方法によって手当を付与する。

- ・ 労働者の健康を維持することを目的として、健康活動を行った労働者を対象に、実証協力企業から支給。具体的には、労働者がスマホ内に健康管理アプリをインストールし、以下の項目を例として、健康管理アプリ上又は当社と実証協力企業との間の協議により定めた方法で健康管理ポイントを付与。

1. アプリを起動 10pt/日
2. 歩数 5,000 歩 10pt/日
3. 歩数 10,000 歩 10pt/日
4. 体重（計測した時間・記録） 2pt/日
5. 食事（朝食・昼食・夕食時間） 5pt/日
6. 飲酒（有無の記録） 2pt/日
7. 喫煙（有無の記録） 2Pt/日
8. 睡眠（就寝及び起床時間） 5pt/日
9. 血圧（計測した時間・記録） 5pt/日
10. 服薬（有無の記録） 2pt/日
9. イベント参加 100pt/回
10. 健診受診 500pt/回※年 2 回上限
11. 特定保健指導受診 500pt /年
12. 特定保健指導完了 500pt /年

(2) 法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する実証の内容及びその実施方法

イ 準備段階（実証協力企業との関係）

<前述の i の実証>

当社は本実証について、実証協力企業と以下の点を含む業務提携契約を締結する。

- ・ 本実証に参加する実証協力企業の労働者に対する電子社員証の付与
- ・ 本実証に参加する実証協力企業の労働者に対する「TwoCa」サービスの提供
- ・ 実証協力企業による TwoCa ポイント付与に必要な本実証に参加する労働者の活動実績に関するデータの収集及び提供並びに当該データについての目的外利用の禁止
- ・ 当社による福利厚生サービスの提供の対価として実証協力企業が負担する実験実施手数料及び経費

<前述の ii の実証>

当社は実証協力企業と以下の点を含む業務提携契約を締結する。

- ・本実証に参加する実証協力企業の従業員に対する電子社員証の付与
- ・「TwoCa」の発行、利用方法と利用範囲
- ・手当の支給に関する取り決め
- ・実証協力企業が負担する経費

ロ 準備段階（労働者との関係）

<前述の i の実証>

- ① 当社から、実証協力企業の労働者に対し、以下の点を説明し、本実証への参加を希望する労働者から個別に同意を取得する。

- (i) 当社が、参加労働者に対して、参加労働者の活動実績に応じて、「TwoCa」アプリ上で、当社が提供する TwoCa ポイントを付与することを内容とする実証を行うこと、
- (ii) 本実証に参加するか否かは任意であり不参加を選択することにより何ら不利益は生じないこと（本実証不参加者において、従前支払われていた賃金や各種手当が減少することはないこと）

- ② 本実証に参加する労働者（以下「参加労働者」という。）は、「TwoCa」アプリをダウンロードの上、電子社員証への登録を行うこと、下記ハ②記載の手続に従って、当社が、労働者に対し、当社を主体として、TwoCa ポイントを付与すること、「TwoCa」利用規約へ同意することにより、当社との間で電子社員証サービス利用契約及び「TwoCa」サービス利用規約を締結する。

登録情報は、社員番号、名前や生年月日等の参加労働者情報である。なお、参加労働者が電子社員証への登録を行うにあたっては、電子社員証内で本人確認書類のアップロードを講じることにより、十分な本人確認を実施する。

<前述の ii の実証>

- ① 当社から、実証協力企業の労働者に対し、以下の点を説明し、本実証への参加を希望する労働者から個別に同意を取得する。

- (i) 実証協力企業から参加労働者に対する手当の支払いを、当社が提供する「TwoCa」にチャージする方法によって支払うことを内容とする実証を行うこと、
- (ii) 実証協力企業が、参加労働者に対して、健康管理アプリ上又は当社と実証協力企業との間の協議により定めた方法で健康管理ポイントを付与することを内容とする実証を行うこと、
- (iii) 本実証に参加するか否かは任意であり不参加を選択することにより何ら不利益は生じないこと（本実証不参加者において、預金口座への振込みによって手当が支払われること）、

ハ 実行段階

<前述の i の実証>

- ① 実証協力企業は、TwoCa ポイント付与に必要な労働者の活動実績に関するデータを収集し、当該データを当社に対して提供する。
- ② 当社は、実証協力企業から提供を受けた労働者の活動実績データに基づき、各労働者に対して TwoCa ポイントを付与する。当社は、労働者との間で締結する「TwoCa」サービス利用契約上、労働者による「TwoCa」への交換指示に従って、当該労働者に対して前払式支払手段を付与する債務を負う。
- ③ 実証協力企業は、当社による福利厚生サービスの提供の対価として、当社との間の業務提携契約に基づく実験実施手数料を、当社の銀行口座に振り込む方法によって支払う。
- ④ 参加労働者は、TwoCa ポイントを「TwoCa」の保有残高と交換の上、「TwoCa」の保有残高を加盟店での決済に使用する。なお、「TwoCa」の保有残高は「TwoCa」独自の提携先を通じて数百以上の店舗でも利用できるほか、Visa プリペイドカードと連携しているため、同カードの加盟店（世界 200 か国以上 3000 万店以上）でも利用可能である。

<前述の ii の実証>

- ① 実証協力企業は、労働者に対して、健康管理アプリ上又は当社と実証協力企業との間の協議により定めた方法により健康管理ポイントを付与する。
- ② 実証協力企業は、健康管理アプリ上の健康管理ポイント集計結果に従い、各参加労働者に対して付与する手当の額を決定の上、当社に対し、各参加労働者に対する「TwoCa」保有残高のチャージを指示する。
- ③ 実証協力企業は、手当の各支払日が属する月の前月末日までに、全参加労働者に対して付与すべき「TwoCa」保有残高の総額の対価にあたる金銭を当社の銀行口座に振り込む方法によって支払う。
- ④ 当社は、実証協力企業から上記②の金銭の支払いを受けた後、上記①の指示に従い、各参加労働者に対して「TwoCa」の保有残高を付与する。
- ⑤ 参加労働者は、「TwoCa」の保有残高を加盟店での決済に使用する。なお、「TwoCa」の保有残高は「TwoCa」独自の提携先を通じて数百以上の店舗でも利用できるほか、Visa プリペイドカードと連携しているため、同カードの加盟店（世界 200 か国以上 3000 万店以上）でも利用可能である。

(3) 法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証を通じ、上記（2）記載の措置が講じられていれば、両ポイント（「TwoCa ポイント」及び「健康管理ポイント」をいう。）の付与が、労働者の利益を損なうことなく、労働者に適切な動機付けを行うことができ、労働者の福利厚生に資するものであることを確認したい。具体的には、以下の点を確認したい。

- ① 当社から参加労働者に対する TwoCa ポイントの付与及び TwoCa ポイントの「TwoCa」保有残高への交換並びに実証協力企業による参加労働者に対する健康ポイントの付与及び「TwoCa」保有残高のチャージが何ら支障なく実行可能であること
- ② 参加労働者が、付与を受けた TwoCa ポイントを交換することにより又は実証協力企業からのチャージにより付与された「TwoCa」保有残高を使い、加盟店等において何ら支障なく支払いを行うことが可能であること
- ③ 両ポイントの付与及び「TwoCa」保有残高のチャージが、参加労働者における新しい生活様式への対応や健康増進の観点から適切な動機付けとなり、参加労働者の福利厚生に資すること
※参加労働者に対するアンケートの実施を想定
- ④ その他

また、主務大臣に対して、①同意取得時の報告、②実証開始後1か月ごとの実証状況に関する定期報告、③実証終了後の報告、④実証中に重大な事故やトラブルが発生した場合の報告を行う。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

認定後、実証開始の準備が整ってから1年後の日が属する月の末日まで

(2) 実施場所

当社サーバー及びアプリ上

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の具体的な範囲

本実証への協力を申し出た企業と当該企業の労働者

(2) 同意の取得方法

- ・実証協力企業及び参加労働者とは本実証実施に関する契約を締結する。
- ・当社から、実証協力企業の労働者に対し、本実証の内容を説明し、本実証への参加を希望する労働者から個別に同意を取得する。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 実施に必要な資金

特になし

(2) その調達方法

特になし

6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定 労働基準法第24条1項、労働基準法施行規則第7条の2第1項

本実証 i においては、当社と参加労働者との契約に基づき、当社が労働者に対して TwooCa ポイントの付与又は「TwooCa」保有残高のチャージを実施するものであり、実証協力企業は契約に基づき、参加労働者の関連情報を当社に提供するに留まるものである。したがって、使用者である実証協力企業が労務の提供に対する報酬として、参加労働者に対して支払うという関係にないため、賃金の性質を有するものではない。

また、本実証 ii においては、実証協力企業が当社に指示して実施する「TwooCa」保有残高のチャージにあたっての考慮要素は、業務との関連性が極めて低い健康推進の観点に限定されている。したがって、本実証 ii における「TwooCa」保有残高のチャージは任意的恩恵的給付又は福利厚生にあたるものである。

以上のとおり、賃金該当性の懸念は生じず、新技術等関係規定に違反するところはない。

(参考)

○労働基準法 (抄)

(定義)

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

(略)

○労働基準法施行規則 (抄)

第七条の二 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

- 一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み
- 二 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に対する

当該労働者の預り金（次の要件を満たすものに限る。）への払込み

- イ 当該預り金により投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項の証券投資信託（以下この号において「証券投資信託」という。）の受益証券以外のものを購入しないこと。
- ロ 当該預り金により購入する受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項の投資信託約款に次の事項が記載されていること。
 - （1） 信託財産の運用の対象は、次に掲げる有価証券（（2）において「有価証券」という。）、預金、手形、指定金銭信託及びコールローンに限られること。
 - （i） 金商法第二条第一項第一号に掲げる有価証券
 - （i i） 金商法第二条第一項第二号に掲げる有価証券
 - （i i i） 金商法第二条第一項第三号に掲げる有価証券
 - （i v） 金商法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資引受権付特定社債券を除く。）
 - （v） 金商法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）
 - （v i） 金商法第二条第一項第十四号に規定する有価証券（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）又は指定金銭信託に係るものに限る。）
 - （v i i） 金商法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券
 - （v i i i） 金商法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（（i）から（v i i）までに掲げる証券又は証書の性質を有するものに限る。）
 - （i x） 金商法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券
 - （x） 金商法第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券
 - （x i） 金商法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（（i）から（i x）までに掲げる有価証券に表示されるべき権利に限る。）
 - （x i i） 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権
 - （x i i i） 外国の者に対する権利で（x i i）に掲げるものの性質を有するもの
 - （2） 信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン（（3）及び（4）において「有価証券等」という。）は、償還又は満期までの期間（（3）において「残存期間」という。）が一年を超えないものであること。

- (3) 信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た合計額を、当該有価証券等の組入れ額の合計額で除した期間をいう。）が九十日を超えないこと。
 - (4) 信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（(5)において「法人等」という。）が発行し、又は取り扱う有価証券等（国債証券、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）及び返済までの期間（貸付けを行う当該証券投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（(5)において「特定コールローン」という。）を除く。）の当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。
 - (5) 信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。
- ハ 当該預り金に係る投資約款（労働者と金融商品取引業者の間の預り金の取扱い及び受益証券の購入等に関する約款をいう。）に次の事項が記載されていること。
- (1) 当該預り金への払込みが一円単位でできること。
 - (2) 預り金及び証券投資信託の受益権に相当する金額の払戻しが、その申出があつた日に、一円単位でできること。

(略)

7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名：株式会社 Kort Valuta

経営企画本部 部長 北澤 一夫

住所：東京都目黒区上目黒3-6-18 TYビル5F

電話番号：03-6303-2555

電子メールアドレス：kitazawa@kortvaluta.com

9. その他

なし

経済産業省

様式第十五 (第 6 条関係)

新技術等実証計画に対する見解書

官 印 省 略
20220725商第4号
令和 4 年 8 月 3 日

新技術等効果評価委員会

経済産業大臣 萩生田 光一

令和 4 年 7 月 25 日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法
(以下「法」という。) 第 8 条の 2 第 4 項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
株式会社 K o r t V a l u t a 代表取締役 柴田 秀樹
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和 4 年 7 月 25 日
3. 認定の可否に関する見解
法第 8 条の 2 第 4 項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定を
する見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし。

様式第十五 (第 6 条関係)

新技術等実証計画に対する見解書

厚生労働省発基 0729 第 2 号
令和 4 年 7 月 29 日

新技術等効果評価委員会

厚生労働大臣 後藤 茂之

令和 4 年 7 月 25 日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第 8 条の 2 第 4 項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
株式会社Kort Valuta 代表取締役 柴田 秀樹
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和 4 年 7 月 25 日
3. 認定の可否に関する見解
法第 8 条の 2 第 4 項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし。